

1 手帳の交付

手帳を持つことによって、このしおりにある様々な援助を受けたり、税の減免、公共交通機関の運賃割引等の制度を利用することができます。

※手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

※手帳を紛失した場合は、まず警察に届けてください。

交付手続きに係る注意点

●申請書、届出書、診断書・意見書の用紙は、窓口にあります。

●顔写真は、縦4cm×横3cmのものをご準備いただき、裏面に必ず氏名を記入してください。

●本人確認が必要になる場合がありますので、各種申請の際にはご持参ください。

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害のある方等からの申請により、身体障害者福祉法に基づき交付します。

【窓口】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101 参照）

【手続きに必要なもの】※●は申請者に用意いただく書類等、○は窓口で用意している書類です。

新規申請のとき	○申請書 ●顔写真	●指定医師作成の診断書・意見書 ●マイナンバーカード（個人番号カード）
再認定のとき	○申請書	●指定医師作成の診断書・意見書
等級変更のとき	●顔写真	●手帳
新たな障害が加わったとき	●マイナンバーカード（個人番号カード）	
紛失したとき	○申請書	●顔写真
破損したとき	（●破損の場合は、破損した手帳） ●マイナンバーカード（個人番号カード）	
居住地変更したとき	○居住地等変更届出書	
氏名変更したとき	●手帳 ●マイナンバーカード（個人番号カード）	（●氏名変更の場合は、顔写真）
本人が死亡したとき	○居住地等変更届出書	●手帳
障害を有しなくなったとき	（●障害を有しなくなった場合は、マイナンバーカード（個人番号カード））	



- ※15 歳未満の児童については、保護者等が申請することになっています。
- ※障害の程度によって 1 級から 7 級までに区分されています。ただし、7 級の障害 1 つでは、手帳交付の対象となりません。
- ※診断書・意見書の作成日（診断日）から 3 か月以内に申請してください。
- ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード（ただし、107 ページを参照してください。）と官公署発行の証明書（顔写真入のもの）をご持参ください。

（２）療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方等からの申請により、京都市療育手帳交付要綱に基づき交付します。

【窓口】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101 参照）

【手続きに必要なもの】※●は申請者に用意いただく書類等、○は窓口で用意している書類です。

新規申請のとき	○申請書 ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード）
再判定のとき	○申請書 ●手帳 ●マイナンバーカード（個人番号カード） （●再交付の場合は、顔写真）
紛失したとき	○申請書 ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード） （●破損の場合は、破損した手帳）
破損したとき	
居住地変更したとき	○療育手帳変更届 ●手帳 ●マイナンバーカード（個人番号カード） （●氏名変更の場合は、顔写真）
氏名変更したとき	
本人が死亡したとき	○療育手帳変更届 ●手帳 （対象事項に該当しなくなったときは、●マイナンバーカード（個人番号カード））
対象事項に該当しなくなったとき	

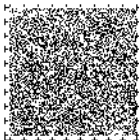
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード（ただし、107 ページを参照してください。）と官公署発行の証明書（顔写真入のもの）をご持参ください。

（３）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方等から申請があり、一定の精神障害の状態にあると認められるときに交付します。

【窓口】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101 参照）



【手続きに必要なもの】※●は申請者に用意いただく書類等、○は窓口で用意している書類です。

新規申請のとき	○申請書 ○同意書（障害年金証書等で申請する場合） ●診断書又は障害年金証書等の写し
等級変更のとき	●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード）
更新のとき	○申請書 ○同意書（障害年金証書等で申請する場合） ●診断書又は障害年金証書等の写し ●手帳 （●再交付の場合は顔写真） ●マイナンバーカード（個人番号カード）
紛失したとき	○申請書 ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード）
破損したとき	（●破損の場合は、破損した手帳）
居住地変更したとき	○精神障害者保健福祉手帳変更届
氏名変更したとき	●住所・氏名の変更が確認できるもの ●手帳 （●氏名変更の場合は顔写真） ●マイナンバーカード（個人番号カード）
本人が死亡したとき	●手帳
対象事項に該当しなくなったとき	

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード（ただし、107 ページを参照してください。）と官公署発行の証明書（顔写真入のもの）をご持参ください。

